参　与　　農業委員の皆様並びに推進委員の皆様、明けましておめでとうございます。
本日は、年明け早々の大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本年も、事務局並びに各分室の職員一同、さまざまな事案があろうかと思いますけれども、精いっぱい丁寧な対応を心がけてまいりたいと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。
それでは、定刻になりましたので、ただいまから第２０回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

（午後３時　開会）

参　与　　初めに、会長がご挨拶申し上げます。

（会長挨拶）

参　与　　ありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。欠席の届け出が９番、伊藤悟委員、１４番、判田勝補委員、２０番、田口繁委員より提出されてございます。ただいまの出席者は農業委員２１名、最適化推進委員３１名となってございます。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
それでは、私から１２月７日総会から本日までの業務報告を申し上げます。
お手元に配付してございます平成３１年１月総会までの業務報告書をごらん願います。
よろしいでしょうか。
１２月７日に第１９回農業委員会総会を委員２３名、推進委員１０名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにおいて開催してございます。
同じく１２月７日でございますが、改正農業経営基盤強化促進法の施行に関する説明会が秋田県庁第二庁舎で開催され、事務局が参加してございます。内容につきましては、本総会のその他の席上で改正内容の概要について説明する予定でございます。
１２月１８日には、秋田県農業会議第３３回常設審議委員会が秋田市のパークホテルで開催され、会長、事務局長が出席しております。内容につきましては、農地法４条及び５条の諮問に関する審議でございます。
同じく１２月１８日でございますけれども、大仙市農業再生協議会幹事会が大曲庁舎で開催され、私が出席しております。
翌日、１２月１９日でございますけれども、第２回農業者年金業務担当者会議が開催され、事務局が出席しております。
１２月２５日でございますが、農用地利用調整会議を会長及び推進委員７名の出席をいただき、神岡支所で開催し、今回上程する農業経営基盤強化促進法による案件について審議いただいております。
２７日には、大仙市農業再生協議会総会が大曲庁舎で開催され、会長が出席してございます。内容につきましては、平成31年度産米の生産の目安の選定に関する基本方針及び提示ルールについて協議してございます。
以上が主な業務報告でございます。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　　異議なしと認め、１６番、三浦功委員、１７番、髙橋勝範委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　　議案第１号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。

参　与　　議案第１号　大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき大仙市長より大仙市農業委員会会長宛て諮問があったので意見を求める。
平成３１年１月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　本案について農業振興課の説明を求めます。

参　与

明けましておめでとうございます。
日ごろより、農業委員の皆様、そして農地利用最適化推進委員の皆様には大変お世話になってございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。
このたび、大変お忙しい中お時間いただきまして、大仙農業振興地域整備計画の変更について、この後説明させていただきますが、変更の概要といたしましては、大曲、西仙北、南外、そして太田地域にかかわる除外案件６件、また、南外地域の豚舎等施設整備にかかわる用途変更案件１件の計画変更となってまいります。本日、農業委員会総会にお諮りするに当たりましては、大変お忙しい中、時節柄大変寒い中、地元農業委員の方々から現地をご確認いただいてございます。また、先月、１２月１４日でしたけれども、農業振興地域整備計画促進協議会幹事会を開催してございます。協議会におきましては、計画の妥当性と要点に照らしまして協議を行ったところであります。最終的に除外案件につきましては、やむを得ないというような判断に至ってございます。また、用途変更も今回１件、大きな案件がございますが、地元南外地域のご理解、ご協力を得まして、特に環境面には十分配慮しながら進めるものであります。本市農業、また畜産業の振興の観点からも妥当な計画であるということでの結論に至ってございます。
それでは、早速ではございますが、この後、各地域の担当より変更の内容についてご説明申し上げますので、どうかよろしくお願いいたします。

農業振興課の今野と申します。こちらのほう農振関係のほうを担当しております。よろしくお願いします。
それでは、座って説明させていただきます。
まず、各地域のご説明に入る前に、全体の概要についてご説明させていただきたいと思います。
お手元の議案資料第１号の１ページから２ページ、それから、総会議案資料の１ページから１５ページまでをごらんください。
今回、平成３０年度後期号の計画変更につきましては、除外案件６件、それから用途変更案件１件の計３件となっております。変更する筆数につきましては、除外案件が８筆、それから用途変更案件が２筆となっております。地目につきましては、除外案件が田５筆、畑２筆、用途変更案件が畑２筆でございます。面積は、除外案件が〇〇〇〇〇〇〇、用途変更案件が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。除外または用途変更後の用途につきましては、一般住宅が３件、駐車場が１件、資材置き場及び駐車場が１件、植林が１件、農用の施設用地が１件となっております。これまで同様、計画の妥当性だとか、それから除外または用途変更することにより農地の利用集積や土地改良設備、支障がないかどうか等の農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２項における保有権に加えまして、農地

転用許可の可否につきましても含めて総合的に判断させていただいたものでございます。

それでは、早速ですけれども、初めに大曲地域除外案件２件についてご説明申し上げます。
まず初めに、ナンバー１からご説明いたします。
総会議案資料につきましては１ページから２ページをごらんください。
申し出地は、大曲○○○○○○、現況地目が畑、面積が○○○○○の１筆でございます。
申し出者及び計画者は、○○○○○○○○○○の○○○○○○でございます。用途は一般住宅でございます。
計画者であります○○○○は、今現在妻と子供の３人家族でありますけれども、現在母と実家に同居しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことや将来の親の介護なども考慮しまして、実家の隣接であります当該地に新たな住宅建築を行うため、今回農用地区域から除外を行うものでございます。
当該地は、宅地と市道に隣接しておりまして、また、土地の形状も典型的な狭小区画の農地でありますので、農用地の集団や農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断させていただいております。
生活排水につきましては、合併浄化槽で処理を行いますので土地改良施設等への機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業につきましては、該当ございません。
農地転用における立地基準につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区画内にある農地であることから、第１種農地であるに該当するものと判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は不許可の例外規定であります集落に接続したものとありますので、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当しますことから、許可要件を満たすものと判断しております。

次に、ナンバー２についてご説明いたします。
総会議案資料につきましては３ページから４ページをごらんください。
申し出地は、角間川○○○○○○○○○○、現況地目が田、面積が○○○○○の１筆です。
申し出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○です。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○でございます。用途につきましては駐車場です。
計画者は、今現在、合成樹脂、金型の加工、販売などを営んでおりますけれども、事業の拡張に伴いまして、昨年度、もともとの現工場にあります隣接敷地内の駐車場に新たな工場を増設しましたことから、その分社員の駐車場スペースが不足したということで、同じくその隣地の当該地を駐車場とするために、今回農用地区域から除外するものでございます。
当該地は、既存工業用地と県道・市道に囲まれた農地でありますので、農用地の集約化や農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないものと判断させていただいております。
駐車場として、出水及び排水の予定はございませんので、また、雨水につきましては自然流下としてのり面保護緩衝池を設けて隣接する雨水路への土砂の流出を防ぐこととしており、土地改良施設等への機能に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。
土地改良事業につきましては、こちらの農用地に関しましては該当ございません。
農地転用における立地基準につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当するものと判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、不許可の例外規定であります特別の立地を必要とする既存の施設の拡張ということで、いわゆる拡張に係る部分の敷地の面積が現在の施設の敷地面積の２分の１を超えないものに該当することから、許可要件を満たすものと判断させていただいております。
大曲地域につきましての説明は以上でございます。

続きまして、西仙北地域の除外案件２件についてご説明させていただきます。
まず初めに、ナンバー３についてご説明いたします。
総会議案資料につきましては５ページ、６ページをお開きください。
申請地は、北野目○○○○○○○○○○及び○○○○、現況地目が田、面積は○○○○○○○○○○○の２筆です。
申請者及び計画者は○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○です。用途は駐車場及び資材置き場です。
計画者は、屋根、外壁等の土地と塗装業を営んでいる塗装会社に土地を賃貸しておりますが、現在賃貸中の社屋敷地内の駐車スペースでは手狭になっていることから、駐車場と合わせ足場等の資材置き場を整備するため、今回農用地区域から除外するものです。
当該地は、北側と南側が宅地、東側と西側は田に面し民家が点在する集落に建設するものであるため、農地の集団化や農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
駐車場及び資材置き場として、出水及び排水の予定はなく、また、雨水については自然流下とし、のり面保護及び緩衝池を設け、隣接水路への土砂の流出を防ぐこととしており、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業については、該当ございません。
農地転用における立地基準につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね１０ヘクタール以上の規模の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当するものと判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、不許可の例外規定であります特別の立地を必要とする既存の施設の拡張ということで、いわゆる拡張に係る部分の施設の面積が現在の既存施設面積の２分の１を超えないものということで、許可要件を満たしているものと判断しております。

次に、ナンバー４についてご説明いたします。
総会議案資料につきましては７ページ、８ページをごらんください。
申請地は、刈和野○○○○○○○○○、現況地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○○の１筆です。
申請者及び計画者は○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○です。用途は植林です。
当該地は、山林に隣接した山間の狭隘な農地であり、１日の日照時間も少なく水はけも悪いため、農地としては利用継続の見込みがないことから、周囲の山林と一体として利活用するため、今回農用地区域から除外するものです。
当該地は、山間部にある分断された農地であることから、農用地の集団化や農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
雨水処理については、自然流下とし、緩衝池を設けて土砂の流出を防ぐこととしていることから、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
なお、土地改良事業について、該当はございません。
農地転用における立地基準につきましては、当該地は中山間地域に相当する農業工業用地の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第１種農地または第３種農地のいずれにも該当しないことから、第２種農地に該当すると判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、第２種農地は申請地にかわる周辺の土地で事業を達成できる農地法の農地以外の土地や第３種農地がない場合、原則許可できることから、周辺山林の一体的活用といった特殊性を勘案し、許可要件を満たすものと判断しております。
西仙北地域についての説明は以上です。

続きまして、南外地域の除外案件１件についてご説明をさせていただきます。
ナンバー５になります。
総会議案資料につきましては９ページ、１０ページをごらんください。
農地ですが、南外○○○○○○○○○及び○○○○○○、現況地目が田及び畑、面積が計○○○○○○○○○○の２筆です。
申し出者は、○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○です。計画者は、申請者の孫に当たる○○○○○○○です。用途は一般住宅です。

計画者は、現在家族５人で実家に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、実家の隣接に家族３人が居住する住宅を建築するため、今回農用地区域から除外するものです。
なお、既存の住宅は、祖父と母親の居宅となる予定です。
当該地は、宅地に囲まれた小規模な農地であり、農業を営む者が農用地の利用集積を行う見込みはなく、他の農業経営者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
生活排水は、合併処理浄化槽で処理とし、雨水については、自然流下とし、用地造成により約２０センチメートルの盛り土で周囲の土地と同じ高さになる程度のため、隣接水路への土砂の流出のおそれはなく、土地改良施設等の機能に支障を来すおそれはないものと判断しております。
土地改良事業については、該当ございません。
農地転用における立地基準につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当するものと判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は不許可の例外規定であります集落に接続した農地であり、申請に係る農地の土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。
南外地域についての説明は以上です。

続きまして、太田地域の除外案件１件について説明させていただきます。
ナンバー６になります。
総会議案資料につきましては１１ページから１２ページをごらんください。
申請地は、大仙市太田町国見○○○○○○○○○○○、現況地目が田、面積○○○○○○○○○○の１筆です。
申請者は、○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○です。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○です。用途は一般住宅になります。
計画者は、子供の就学を迎え当該地に隣接した宅地と一体的に活用し住宅及び車庫の建設をするもので、交通の利便性のよい北側市道に車庫を配置するため、今回の農用地区域から除外するものです。
当該地は、宅地と市道に囲まれた端部に位置する農地であり、農用地の集団化や農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
生活排水は、合併処理浄化槽で処理するため、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業については、関係土地改良区と調整済みです。
農地転用における立地基準につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当するものと判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は不許可の例外規定であります集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の区域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。
太田地域についての説明並びに除外案件についての説明は以上になります。

続きまして、南外地域の用途変更案件１件についてご説明させていただきます。
ナンバー７になります。
総会議案資料につきましては１３ページから１５ページをごらんください。
申し出地は、南外○○○○○○○○○及び○○、現況地目が畑、面積は計○○○○○○○○○○の２筆です。
申し出者は、○○○○○○○○○○○の○○○○○○。同じく○○○○○○○○○○○の○○○○○○○です。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○です。用途につきましては肥育豚舎等の整備に供するための農業施設用地でございます。
計画者は、東北地方を拠点に飼料や肥料を製造・販売及び畜産物の生産を営んでおりますけれども、今年度、同じく南外地域の大畑集落地内に開設されました秋田大仙ＳＰＦ豚センターの養豚生産にお

きまして種豚候補から淘汰されました肉豚の受け皿農場として、肥育豚舎８棟、堆肥舎６棟、管理棟１棟、資材置き場２棟を建設するため、今回農業用施設用地に用途を変更するものでございます。

当該地の選定に当たりましては、他地域の土地も探したわけでございますけれども、地域環境や施設の特殊性を考慮した結果、当該地をやむを得ず選定したものであり、このたび地元の荒又集落との合意形成も調ったことから、こちらを選定したものでございます。

当該地は、草地開発事業で整備された山林に囲まれた採草農地であり、農用地の集団化や農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断させていただいております。

建設予定の職員が駐在する管理棟からの排水につきましては、合併浄化槽により処理するものとしております。雨水につきましては、自然流下とし、隣接の山林、道路、水路等の間に緩衝池を設けるなどの用地造成及びのり面補強を実施することで土砂の流出を防ぐことにしております。また、建設予定の堆肥舎につきましては、屋根、側壁を設けまして、畜舎につきましては同じく水分を吸着させる方式を採用することにより汚水の流出を防ぐことにしていることから、いずれも土地改良施設等の規模に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

土地改良事業につきましては、昭和５９年度から平成元年度に実施されました出羽丘陵北部区域濃密生産団地建設事業により草地整備されたものであり、関係森林組合及び地元水利組合等は調整済みでございます。

農地転用における立地基準につきましては、当該地は出羽丘陵北部区域濃密生産団地建設事業等の公共投資の対象となった農地であることから、第２種農地に該当するものと判断しております。

農地転用における許可基準につきましては、不許可の例外規定であります農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するものに該当すると判断することから、許可要件を満たすものと判断しております。

なお、現地確認に際しましては、地元集落はもとより南外地域全体に不安を与えないよう、また排水及び臭気対策を万全な環境対策を講じることを前提に、地元の農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様からご了解をいただいたところであります。

来年度中の完成をまず目標に、計画者の○○○○○○○○○○○○○○○○○とは今現在も農業委員会事務局も交えながら、工事着手までに必要な所要の手続についての協議を重ねているところでございますけれども、農地転用許可申請までには計画工程はおおむね整う見込みでございます。

用途変更案件につきましての説明は以上でございます。

全案件についてご説明申し上げましたけれども、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
足達委員。

足達委員　　２番の足達です。
案件については異議ありませんでしたけれども、今回の用途変更案件につきましては、農業振興課のほうから説明がありましたが、できれば、堆肥舎だとか宿舎とかという建物の話もありましたけれども、レイアウトがあればよかったかなと思います。
いずれ、話を聞きますと、国の出羽丘陵開発事業の実施箇所でもありますし、今後の実施に当たっては、県なり、それから国等の絡みが出てきますので、事前に関係機関と十分連携をとって進めていただきますようお願いします。

参　与　　ただいまの足達委員より計画推進に当たっては、国・県また関係法令、十分整った上で、要は、計画ができ上がったとしても、当然、地元との連携が必要な部分、また、環境対策も、大きく畜産業、ＴＰＰということで、大変施設基盤の整備ということで、管内でも事業を使って進められてございますけれども、やはり、地元に背を向けた産業振興ということはないことでありますので、ぜひその辺理解、協力を得ながら適切に進めてまいりたいと思ってございます。どうかよろしくお願いいたします。

議　長　　ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
本案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

議　長　　ここで、農業振興課の職員が退席いたします。
（職員退席）

議　長　　議案第２号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成３１年１月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

３ページ、１番をご説明いたします。
農地の所在が、花館○○○○○○○○○○○、現況地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか現況地目田３筆、合計４筆の○○○○○○○○○○○○です。
贈与による所有権移転で、譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
理由といたしましては、○○○○○○が病気になったために離農を希望しておりまして、お世話になった同じ集落の○○○○○○に贈与するものでございます。また、残った農地につきましても、今後相手が決まり次第贈与していく予定となってございます。

続きまして、４ページ、３番について説明いたします。
贈与による持ち分の所有権移転で、移転する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○○○○、地目は畑、面積○○○○○○○○○○○○、１筆です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、８３歳。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６５歳です。
申請理由といたしまして、申請地は○○○○と○○○○が持ち分２分の１ずつを所有している農地ですが、○○○○が高齢となり維持管理が困難になってきたため、現在この畑の耕作及び管理をしている○○○○に持ち分贈与することで話がまとまり、このたび申請があったものです。

次に、６ページ、６番と７ページの７番を関連がありますので、一括で説明します。
いずれも贈与による所有権移転で、６番の農地の所在は、清水○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか２筆、合計○○○○○○○○○○○○○です。
次、７番の農地の所在は、清水○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか１筆、合計○○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。譲受人は、６番が○○○○○○○○○○

○○○、○○○○○、７番は○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
理由については、以前にそれぞれの先代が売買する農地でありますが、名義変更がされていないことが判明したことから、名義変更を行うため申請があったものであります。

１７ページの１４番をごらんください。
贈与による所有権移転です。
移転する農地は、大仙市板見内○○○○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田、面積が○○○○○○○○○ほか田１筆、合計２筆の○○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○

移転をする農地が、大曲西根○○○○○○○○○○、現況地目が畑、面積が○○○○○○○○○○ほか畑２筆、合計３筆の○○○○○○○○○○です。
譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
次に、転用する農地が、大曲西根○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○１筆で、譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
次に、転用する農地が、大曲西根○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○１筆で、譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
これらの農地の譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○です。
転用理由といたしましては、譲受人の○○○○○○はこれまで鍼灸・柔道整復師の資格を生かして、県外の治療院で雇用されて働いておりましたが、将来を考え地元で開業するため、今般、整骨院の建設を計画したものでございます。
なお、土地の選定に当たり、地元の方々と会って話した結果、ここで整骨院をやってくれるのであれば土地の代金は要らないよということで、贈与になったそうでございます。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、当該農地は農用地区域外の農地で、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域にあり、かつ申請農地から５００メートル以内に大川西根小学校、大川西根公民館、県立養護学校など、２つ以上の公的施設が存在することから、第３種農地に区分されます。農地法第５条第２項第１号の（１）において、第３種農地は許可することができるため、立地基準における許可要件を満たしているものと判断しております。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしております。
なお、現地確認を昨年１２月２５日に担当委員である判田委員とともに現地を確認いたしまして、特に問題ないとの意見をいただいたところでございます。

続きまして、２６ページ、２番をご説明いたします。
位置図及び配置図につきましては、資料の３ページと４ページをごらんください。
売買による所有権移転を受け、一般住宅を建築するものでございます。
転用する農地が、川目○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○１筆です。
譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○。譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
転用理由は、譲受人家族は現在借家住まいでございますが、今般、妻の父名義の農地を取得しまして、妻の両親宅に近い申請地に住宅を建築するものでございます。
売買価格は、１平米当たり○○○○○○、総額で○○○○となっております。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、当該地は都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められている第３種農地に区分されます。農地法第５条第２項第１号の（１）において、第３種農地は許可することができるため、立地基準における許可要件を満たしているものと判断しております。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断しております。

続きまして、２６ページから２７ページの３番について説明いたします。
位置図及び平面図につきましては、資料の５ページ、６ページをごらん願います。
駐車場を整備するため売買による転用をするものです。
転用する農地は、大仙市北楢岡○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○ほか田１３筆、合計面積○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
申請理由といたしまして、譲受人の○○○○○○は保有している宅地を子が代表になっている○○○○○○○○○○○○○に貸し付けしていますが、以前から農業用車両の駐車場所に苦慮していたことから、当該宅地の隣接地を買い受け、農業用車両置き場を造成し、同法人へ貸し付けするものであります。

売買価格は、総額で○○○○、１平方メートル当たりにしますと約○○○○となります。
許可基準における立地基準につきましては、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であることから、第１種農地に区分され、原則許可できませんが、農地法施行規則第３５条第１項第５号の拡張にかかわる部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものに該当し、不許可の例外規定が適用されることから、立地基準における許可基準を満たしていると判断しました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしていると判断しました。

続きまして、２７ページ、４番をごらんください。
位置図及び配置図につきましては、資料７ページ及び８ページとなっております。
転用する農地が、協和上淀川○○○○○○○○、地目は畑、面積○○○○○○○○○１筆です。
一般住宅建築のための転用です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
申請理由といたしまして、貸付人と借受人は親子で、借受人の○○○○は将来の親の介護等を考え、父が所有する実家近くの申請地を無償で借り受け、住宅の新築を計画したものです。
設定期間は２０年です。
転用の許可基準における立地基準につきまして、当該地は東側の市道上淀川２号線に上下水道管が埋設されており、かつ５００メートル以内に大仙市立協和小学校及び協和中学校があることから、農地法施行規則第４３条第１号に該当する第３種農地に区分されます。第３種農地は原則許可できることから、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長　事務局からの説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件２番についてお願いします。

渡邊委員　１８番、渡邊です。
先月の末ですけれども、現地の確認に参りました。
図面を見ておわかりのとおり、ここは旧１３号線の傍であります。旧１３号線の傍より約１００メートルは農振の除外地だったわけでございます。よって、そこに宅地造成をするというのは、何ら問題ないということでございます。ましてや、父親のすぐ近くに建てるということで、どうか皆さんのご賛同のほうよろしくお願いします。

ありがとうございます。
議　長　案件３番についてお願いします。

石山委員　１３番、石山です。
先月の１９日に事務局と確認いたしました。
現場は、法人○○○○○○○○○の立地続きでありまして、３方を道路に囲まれた袋小路であります。農地転用を目指すこの真ん中を保守水路が通っているようですけれども、長年使用されないでおります。特段、隣接地に迷惑をかけるような状態ではないので、よろしくお願いします。

議　長　ありがとうございます。
案件４番についてお願いします。

茂木委員　３番、茂木です。

先月の２１日に現地を事務局と一緒に確認いたしました。
雪が降ってちょっとあれだったんですが、積雪も少なく図面のとおりちょうど、位置、建物のくい打ちをしておりまして、大体建物を建てようとしている場所も問題なく、何ら問題ないものと思います。よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございます。

参　与　　現地調査大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第４号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参　与　　議案第４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
平成３１年１月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第４号１番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○○の退席を求めます。
（○○○○○　退席）

参　与

２８ページの１番をごらんください。
所有権を移転する農用地が、大仙市北野目○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか田２筆、合計○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○、７９歳です。所有権の移転を受けるのは、○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○○○です。
申請理由は、現在作業受託により○○○○○○○○○○○が耕作を行っている農地を○○○○の希望により、○○○が買い入れるものです。
売買価格は、総額○○○○○○○で、１０アール当たり○○○です。
なお、売買価格が低くなっていますが、当該農地は圃場整備事業が行われ、昨年から水稲が作付されておりますが、軟弱地盤で用排水の状態が悪く、これからもほかの工事が予定されているなどの理由によるものです。

ただいま説明しました案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第４号１番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号１番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○、○○○○○の入場を求めます。
（○○○○○　入場）

議　長　議案第４号９番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○○、○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

参　与

３２ページ、９番について説明いたします。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する農地は、大仙市北楢岡○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○ほか田２筆、合計面積○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、８７歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６４歳、認定農業者の方です。
申し出理由といたしまして、当該農地は昨年まで作業受委託によりほかの方が耕作していましたが、前耕作者から農地が返還されたため、○○○○が近隣を耕作している○○○○に利用権設定の申し出をしたところ、○○○○がこれに応じてくれたものです。
期間は５年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○とやや低く設定されておりますが、この農地は周辺の道路の幅が狭く耕作不便であり、また、水利条件も悪いため、この単価で両者が合意したものであります。
ただいまご説明いたしました本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第４号９番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号９番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　議案第４号１０番及び１１番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○○、○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

参　与

３２ページ、１０番と３３ページ、１１番を関連がありますので、一括で説明します。
１０番の利用権を設定する農地は、豊川○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか５筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。
１１番の利用権を設定する農地は、豊岡○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○ほか１１筆、合計○○○○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
これらの農地の借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○○○です。
理由については、いずれの申請地も前耕作者から返還された農地で、新たな借り受け者を探していたところ、○○○が引き受けることとなったものであります。
いずれも設定期間は５年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○となっており、○○○○、○○○○、○○○○については圃場条件が悪いため、○○○○○○となっております。
以上の案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第４号１０番及び１１番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号１０番及び１１番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　ここで、暫時休憩します。

（午後４時１０分　休憩）

議　長　　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後４時２０分　再開）

議　長　　議案第４号２番から８番及び１２番から９１番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

２８ページ、２番についてご説明いたします。
所有権を移転する農用地が、大仙市新谷地字○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか田１筆、合計２筆の○○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する者が、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○。所有権の移転を受ける者が、秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。
申請理由といたしまして、○○○○○は現在利用権設定により貸し付けている２筆以外に所有しておらず、今後も自身で耕作する意思がないことから、当該農地の処分を考えておりました。そこで、借受人である○○○○○○○○○○○の○○○○に売買の相談をしたところ、買い受けに応じたものでございます。
なお、○○○○○○○○○○○○○○の１０年分割払い型を活用し農地を取得する予定となっております。
売買価格につきましては、１０アール当たり○○○○、総額では○○○○○○○○○○○となっております。

次に、２９ページ、４番を説明します。
所有権を移転する農地は、長野○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか１筆、合計○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○の保佐人である○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○です。
理由は、申請地は中仙中央地区圃場整備事業の区域内にあり、これまで農地の取り扱いについて相談しておりましたが、売却し処分することと決定したことから、申請があったものであります。
売買価格は、１０アール当たり○○○○○○○○○○○、総額○○○○○○○○○となっております。

続きまして、３０ページ、５番をごらんください。
所有権を移転する農地が、協和峰吉川○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○ほか田１筆、合計２筆、○○○○○○○○○○○○です。
売り渡し希望者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、６７歳。買い受け希望者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、６９歳、認定農業者です。
申し出理由といたしまして、売り渡し希望者の○○○○○○○はこれまで耕作していた方との契約期間満了後に農地が返還されましたが、労力不足によりみずから耕作することが困難な状況となっていました。一方で、買い受け希望者の○○○○○○○は当該農地に隣接する田を所有しておりますが、○○○○所有の田が遊休農地化することを懸念し、両者の話し合いの結果、○○○○が買い受けることになったものです。
売買価格は、１０アール当たり約○○○、総額○○○です。売買価格が低く設定されていますが、○○○○○○○は現在ひとり暮らしで、農業廃止を希望していることと、この農地が日当たりが余りよくなく、維持管理の状態が続いていたことを考慮し、両者の合意によりこの金額となったものです。

３１ページ、７番をごらんください。

所有権を移転する農用地は、大仙市太田町太田○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○１筆です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６２歳です。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、７１歳です。
申し出理由といたしまして、○○○○は労力不足により経営規模を縮小したいと考えておりました。また、○○○○は以前から経営規模の拡大を考えており、両者の意向が合致したため、このたび売買の申し出があったものです。
売買価格は、総額○○○○、１０アール当たり約○○○○となっております。

次に、５１ページ、４３番を説明します。
利用権を設定する農地は、下鴬野○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか１筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
理由は、○○○○が高齢のため耕作者を探しておりましたが、申請地は出入りが不便で水掛かりも悪く引き受け手がなかなか見つからない状況でした。そこで、近所の○○○○に相談したところ、水稲の作付が困難であるため、管理を引き受けることで合意し、無償での利用権設定となったものであります。
なお、設定期間は１０年となっております。

続きまして、６８ページ、７５番から９１番までを説明します。
農地中間管理機構を活用する利用権の設定で、受け手は、全て秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。
案件の詳細については、農地中間管理事業、秋田県農業公社借受案件という別冊を作成しておりますので、そちらをごらん願います。
内容につきましては、総括的な説明をさせていただきますので、ご了承願います。
利用権を設定する農地は、７５番の大仙市内小友○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○ほか田２２２筆、○○○○○○○○○○○○○○○○、畑１１筆、○○○○○○○○○○○○、合計２３４筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、７５番の○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○ほか１６件で、地域農業の集団化への協力及び兼業、高齢による労力不足等で貸し付けを希望している方です。
設定期間は全て１０年２カ月となっておりますが、これは、秋田県の農用地利用配分計画により、農地中間管理機構から借り受け予定者に利用権設定される公告日までの２カ月間の差を考慮しているため、この期間となっております。
１０アール当たりの賃借料につきましては、田が、使用貸借から○○○○○○○○○と幅があり、畑についても使用貸借から一緒に貸す田と同額になっているところもあります。
なお、１件ごとの詳細につきましては、議案書別冊をご確認いただきますようお願いいたします。

議案第４号２番から８番及び１２番から９１番まで、ただいま説明いたしました２２件のほかに、所有権移転３件、賃貸借権設定の新規２８件及び更新３４件がございます。
今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、低いほうでは１０アール当たり○○○○から○○○○○○○○○○と幅がございます。これは、地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推測してございます。利用調整会議においてもご承認いただいたものでございます。
次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、低いほうでは１０アール当たり使用貸借となっており、高いほうでは○○○○○○○○○となっております。圃場の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推測してございます。
いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第４号２番から８番及び１２番から９１番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号２番から８番及び１２番から９１番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の前に、事務局より事前説明がありますので、お願いします。

参　与　　通常でありますと、報告が終わってからその他で説明する内容ではございますが、農業経営基盤強化促進法の改善後の規定に基づいた報告があるため、先に一部改正の内容について説明させていただきますので、ご了承願います。
すみませんが、座って説明させっていただきます。
先月１０日の総会で少しお話しいたしましたが、農業経営基盤強化促進法からの一部改正があり、平成３０年１１月１６日から施行されております。
それでは、一部改正法のほうの内容についてご説明いたします。
右上に資料１と印刷された資料をごらんいただきたいと思います。
こちらのほうには、改正の背景及び改正内容の概要が掲載されております。
中ほどの法律の概要と書かれた枠内をごらん願います。
大きく２点ほどありまして、１点目は、相続未登記農地等の貸し付け制度について。２点目は、農業用ハウスの底面をコンクリートなどで覆った場合の土地の取り扱いについて、概要が掲載されております。
初めに、相続未登記農地等の貸し付け制度の改正内容について説明いたします。
右上に資料２－１と印刷された資料をごらん願います。
こちらの資料は、相続未登記農地等の貸し付け制度の大まかな流れについて、フロー形式で示しているものであります。
太字で書かれた部分が今回改正のあった部分となります。
図の一番上の部分は、既に共有者の過半が判明していて、かつ同意を得ているもので、これにつきましては、これまでも強化法で貸し付けが認められているものですが、利用権設定の期間が５年以内から２０年以内に改正されております。
なお、この資料の中で共有者と記載されている部分がありますが、これにつきましては、未相続農地で相続権を持っている方も共有者と同様の扱いになりますので、ご了承願います。
次に、その下のフローについてですが、こちらが今回制度に新たに追加された制度になります。
また、一番下のフロー図については、以前からある制度でしたが、今回制度より一部変更となっております。これにつきましては、資料２－２にもう少し詳しい図が掲載されておりまして、そちらを見ていただきたいと思います。
右上に資料２－２と印刷された資料の３ページをごらん願います。
こちらには２つのフロー図が掲載されておりまして、上の図が先ほどの資料の中ほどの図になっていて、下の図は先ほどの資料の一番下の図になります。
上のフロー図についてですが、こちらは、共有者のうち１名以上が判明しているものの過半まで判明していない場合の手続の流れについて掲載しているものです。相続

未登記農地の共有者から農地を貸したいなどの申し出があった場合は、農業委員会が共有者の所在について情報を探索することになります。農業委員会が登記名義人の配偶者や子などの所在について探索を行い、それでもなお共有者の過半の所在が判明しなかった場合は、既に判明している共有者の同意を得た上で、６カ月間の農用地利用集積計画と公示を行うことになります。この公示期間内に新たな共有者などから反対がなかった場合は、集積計画に同意したとみなして、農業委員会総会の同意を得た上で、農地中間管理機構の２０年以内の利用権設定をすることが可能となりました。

次に、下のフロー図についてですが、こちらについては、共有者が誰もわからない場合の流れを示したものです。こちらのほうは以前からあった制度ですが、今回制度より上のフロー図の公示期間内に自身で耕作しない共有者から反対があった場合でも、県知事の裁定により農地中間管理機構と利用権設定することが可能となりました。また、設定期間についても、５年以内から２０年以内に改正されております。

なお、農業委員会による共有者の探索や公示の日、共有者の過半が判明した場合は、この手順ではなく、最初に説明いたしました共有者の過半が判明している場合の手続に移行することになります。

農業委員、推進委員の皆様には、事務局のほうで相続者を探索する際に情報提供のご協力をいただければと思いまして、よろしくお願いいたします。

相続未登記農地の貸し付け制度について、主な改正点を説明しましたが、詳細については、資料２－２に掲載されておりますので、ご参照くださるようお願いいたします。

次に、農業用ハウスの底面をコンクリートなどで覆った場合の取り扱いについて説明をいたします。

右上に資料３－１と印刷された資料をごらん願います。

初めに、改正の内容についてですが、一定基準を満たした農業用ハウスなどの底面、床面を全面コンクリートなどで覆う場合で、農業委員会に届け出をしたものについては、引き続き農地として取り扱うこととなりました。これまでは、農業用ハウスなどで底面を全部コンクリートなどで覆い、かつその敷地が２００平方メートル以上となる場合は、農地転用許可申請が必要となり、許可後は土地を宅地として取り扱われていました。しかし、今回の改正により、あらかじめ農業委員会に届け出した上で農作物栽培高度化施設設置のため、その敷地の底面をコンクリートなどで覆う場合は、その敷地はそのまま農地として取り扱うこととなり、農地転用許可申請は不要となりました。

次に、農作物栽培高度化施設についてですが、具体的にどのようなものを考えているかといいますと、農作物の栽培の効率化、高度化を図るため高設棚を設置して行う養液栽培、移動用カートや収穫ロボットの導入、環境整備の農業用ハウスといった施設のことを紹介しているものです。

続きまして、農作業栽培高度化施設の基準についてですが、設置基準として大まかに次の４点が挙げられています。

１点目は、専ら農作物の栽培の用に供されるものであることです。施設単位において農作物の栽培と関連ないスペースが広いなど、一般的な農業用ハウスの規格として適正でない場合は基準を満たさないと判断されることがあるかと思います。

２点目は、棟の高さが８メートル以内、軒の高さは６メートル以内であるということです。基礎がある場合はすぐ上部から計測することになっております。

３点目は、階数が１であるとなっています。これまでの事例で、このような施設は平屋でしかなく、平屋建てを基準として２点目の軒と棟の高さを設定しているということです。

最後に、４点目は、透過性のない素材で屋根または壁面を覆う場合は周辺の農地におおむね２時間以上日陰を生じさせないことを定めています。

新たに施設を設置する場合は、届け出の際、周囲の農地が日陰になる時間を明記することとされています。また、既存施設の底面をコンクリートで覆う場合などには軒

の高さに応じて敷地境界線から一定の距離をとることが定められています。
次に、設置基準以外の要件についてですが、次に書かれているもの全てを満たしている必要があります。
１つ目として、周辺農地の営農条件に支障を生じさせることはないということです。こちらのほうは農地転用の際の手続と同様で、雨水の流入などが懸念される場合は、被害防除土地計画を提示してもらうことになります。
２つ目として、施設の設置に必要な関係機関の許認可を受けている、または見込みがあることです。こちらも農地転用と同様で、付加法令関係を今の見込みなどを確認することになっています。
３つ目として、敷地内に農作物栽培高度化施設であることを表示した標識を設置することとなっています。また、この標識については、耐久性を持つ素材で作製し敷地外から目視により表示内容が確認できる大きさとすることとも記載されています。
最後、４つ目ですが、農作物栽培高度化施設を設置する農地が自身の所有を受けていない場合は、農地所有者の同意を得ることになっています。農地を借り受けて施設を設置する場合は、当然ながら所有者の同意が必要となります。
なお、共有地である場合は、共有者全員の同意が必要となります。
これらの基準及び要件の詳細につきましては、資料３－２の２ページから６ページに掲載されております。
続きまして、最後に、事務処理等の大まかな流れについてお話しさせていただきます。
農作物栽培高度化施設設置計画者から届け出が提出された場合、まずは事務局で計画の内容を確認し、必要な計画書類がそろっているか、届け出書等の審査を行います。その後、周辺の状況に詳しい農業委員及び推進委員の方からご報告をいただいた上で、施設設置予定地の現地確認を行います。現地確認や近隣の方との協議の結果を踏まえて、届け出を受理とするかあるいは不受理とするか決定し、施設設置計画者にその旨を通知します。受理または不受理を通知後に開催される農業委員会総会において、受理または不受理としたことを報告することになります。最後の⑤番については、上記の受理が決定した場合、利用状況調査、いわゆる農地パトロールの際に施設の設置状況について確認することになります。施設完成後であれば、届け出どおりに設置されているのか、設置途中であれば進捗状況を確認することになると思います。
事務処理等の流れについて説明しましたが、改正直後で事例も少なく、今後見直さなければならない部分出てくるものと思われますが、当面は、転用と同様に事業着手前に委員の皆様から現地を確認いただく方法で進めていきたいと考えていますので、ご了承願います。
また、こちらの取り扱いについては、資料３－２と資料３－３に詳細が掲載されておりますので、ご参照願います。
大まかに改正点について説明させていただきましたが、このように改正にかかわり農地法と農業経営環基盤強化促進法の表を資料４、資料５としてこちらにまず書いています。詳しい内容につきましては、こちらをごらんいただくか、または事務局へお聞きくださるようお願いいたします。
以上で農業経営基盤強化促進法の一部改正についての説明を終わります。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　それでは、報告第１号の「農地法第４３条第１項の規定による届出書の受理について」事務局より報告願います。

参　与　　報告第１号　農地法第４３条第１項の規定による届出書の受理について

農地法第４３条第１項の規定による届出ついて、下記により受理したので、これを報告する。
平成３１年１月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

参　与

６９ページ、１番をごらんください。
位置図及び配置図につきましては、資料の９ページと１０ページをごらんください。
農地の所在が、内小友○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○で、届出人が、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○○○です。
届け出の理由につきましては、栽培棚によるシイタケ栽培の菌床栽培を行うため、底面をコンクリートで覆う鉄骨パイプハウス５棟を設置するものでございます。
平成３０年１２月３日に届出書の提出がございました。
なお、これを受けまして、現地確認を１２月２５日、担当委員である伊藤悟委員と一緒に現地を確認しまして、特に問題ないとの回答をいただいたところです。
また、届出書及び添付書類等の審査を行った結果、農作物栽培高度化施設の基準及び要件を満たしていると判断いたしまして、１２月５日付で届け出に対し受領通知書を交付いたしましたので、ご報告申し上げます。

議　長　以上、報告といたします。

議　長　次に、報告第２号の「農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について」事務局より報告願います。

参　与　報告第２号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
平成３１年１月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局より報告願います。

参　与

７０ページをごらん願います。
事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。
１番、大仙市新谷地字上台３１番地、株式会社夢こうじょう、代表取締役、小澤喜美男。
以上、１法人からの報告がありました。
詳細につきましては、７１ページから７３ページをごらん願います。
結果、農地所有適格法人の要件を満たしていると思われますので、ご報告いたします。

議　長　以上、報告といたします。

議　長　これで本日の日程全て終了しました。
質問、その他、事務局から何かございませんか。

参　与　それでは、私のほうから１点、皆様にご報告及び説明をさせていただきます。
皆様に配付しております大仙市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則（案）とついている３枚ものについてでございます。

昨年の１１月総会でも説明をいたしたところでございますけれども、また簡単に説明させていただきます。

国においては、農地利用、農地最適化において積極的な活動を推進するため、その活動及び成果の実績に対し農業委員、推進委員の手当または報酬の財源として交付金を交付する農地利用最適化交付金事業を実施しているところでございまして、大仙市でも来年度からこれを実施するということに決めております。

この事業の実施につきましては、幾つか要件がありまして、１つ目といたしまして、農業委員会法第７条の指針を策定、作成していること、こちらにつきましては、昨年の１１月総会におきまして皆様からお寄せいただいたところでございます。

２つ目といたしまして、市の報酬条例を改正し、交付金を報酬として委員の皆様へ支給可能にすることでございます。こちらにつきましては、昨年の１２月開催の第４回大仙市議会定例会において上程いたしまして、可決いただいたところでございます。

そして、３つ目といたしまして、実際の支給方法について定める規則等を設定しているということになります。今回は、この支給の方法についての規則案をまとめたところでございますので、皆様に報告するものでございます。

なお、本規則は、市長部局の総務課文書法制班とも協議しながら作成したものでございます。

簡単に概要を説明させていただきますと、第１条が趣旨、それから第２条が支給対象となる活動及び成果を記載しております。第３条の活動等の報告でございますけれども、こちらにつきましては、３枚目になります活動実績報告書に皆様の活動を記載し報告していただくという旨を記載しております。この報告書に基づいて交付金の申請をすることになりますので、委員、推進委員の皆様におかれましては、記入の上、期日まで提出してくださいますようよろしくお願いいたします。

なお、この記載方法でございますけれども、こちらも１１月総会の際に説明したとおりでございます。

なお、こちらの２項の１と書いているところにあるとおり、あくまでも活動時間につきましては３０分を最小単位としてするものといたしておりますので、皆様方が記入する際にはくれぐれもご注意して書いていただきますようお願いいたします。

また、活動内容についても、これが対象になるものなのか、また、ならないものなのか、グレーな部分もあろうかと思いますけれども、とりあえずは活動したもの全てを記入していただきますよう、あわせてお願いいたします。

次に、第４条でございますけれども、能率給の額でございます。こちらにつきましては、実際に来た交付金をどのように分配するのかということを記載したものでございます。

第１項の第１号、活動実績交付金についてでありますけれども、簡単に言ってしまいますと、皆さんの活動した時間によって案分して交付しますということになります。それから、第２号でございます。成果実績交付金のアでございますけれども、こちらは成果実績交付金のうちの半分につきましては、委員、推進委員で均等割にして支給しますというものでございます。そして、イにつきましては、その残額につきましては、先ほどと同じように活動時間に応じて案分して交付しますというように書かれたものでございます。

次に、第４条の第２項でございますけれども、こちらにつきましては、年度の途中で就任または退任した委員等の均等割についてを記載したものでございます。これは、皆様の各の任期でございますけれども、３２年の７月３０日までとなっておりまして、全員がそのまま継続して続けていただければいいのですけれども、中には引退されるという方もおるかもしれません。そのときのための条文でございまして、年度途中で就任または退任した場合の均等割については、在職日数に応じて算定することとしております。

なお、成果実績につきましては、１月から１２月までの成果を集計し交付金を算定するということになっておることから、この場合の在職日数というのは１月１日から

７月３０日まで、それから、７月３１日から１２月３１日までということになりますので、ご了承願います。
次に、次ページに行きまして、第３項でございますけれども、第１項、第２項で端数について四捨五入していることから、実際の交付金額と算定額の合計が違う場合につきましては、活動時間が最も多い委員の支給額で調整させていただくということにしております。
第５条については、返還の規定でございます。報告書などに虚偽の記載等があれば、当然でありますけれども、請求分の返還となりますので、委員の皆様におかれましては、記載等についてもしっかりとご留意願いたいと思います。
以上、簡単でありますけれども、規則についての報告でございます。
なお、本日、この規則の案につきまして、特に問題がないというのであれば、この案につきまして会長名で市長に対しまして制定を依頼することでございます。よろしくお願いいたします。

議　長　　そのほか、委員の方より何かありませんか。
１７番、髙橋委員より発言を求められているので、よろしくお願いします。

髙橋委員　　先般、父の葬儀に当たりまして、農業委員の皆様、また推進委員の皆様よりご仏前をいただきまして大変ありがとうございます。無事に仏事を滞りなく終えることができました。
今後とも、皆様方よりご指導のほうお願い申し上げます。
このたびは本当にありがとうございました。

議　長　　ありがとうございます。
ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　　なければ、以上をもちまして、第２０回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はどうもご苦労さまでした。

（午後４時５５分　閉会）